

平成 2 8 年 1 2 月 6 日 招 集

第 4 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

平成28年第4回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第11号	専決処分事項の報告について	平成28年 12月6日		
報告第12号	専決処分事項の報告について	"		
報告第13号	専決処分事項の報告について	"		
議第149号	天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第150号	天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第151号	天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第152号	天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第153号	天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第154号	天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第155号	天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第156号	天草市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第157号	天草市税条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第158号	天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第159号	天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第160号	指定管理者の指定について（河浦中央児童館）	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第161号	指定管理者の指定について(天草市本渡水産物荷さばき施設)	平成28年 12月6日		
議第162号	指定管理者の指定について(天草宝島国際交流会館ポルト)	〃		
議第163号	指定管理者の指定について(天草市民センター)	〃		
議第164号	指定管理者の指定について(牛深総合センター)	〃		
議第165号	平成28年度天草市一般会計補正予算(第7号)	〃		
議第166号	平成28年度天草市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第167号	平成28年度天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)	〃		
議第168号	平成28年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第169号	平成28年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第170号	平成28年度天草市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第171号	平成28年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第172号	平成28年度天草市歯科診療所特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第173号	平成28年度天草市斎場事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第174号	平成28年度天草市病院事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第175号	平成28年度天草市水道事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第176号	平成28年度天草市下水道事業会計補正予算(第1号)	〃		

報告第 11 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 28 年 7 月 9 日（土曜日）
午後 5 時 35 分頃
- 2 事故発生場所 天草市栖本町湯船原 地内
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、56 歳、車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が、国道を横断しようとして市道から国道に進出したところ、国道を直進してきた相手方車両と衝突し、相手方及び双方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 321,750 円（相手方車両分及び身体的損害賠償分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 12 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 28 年 5 月 24 日（火曜日）
午後 8 時 35 分頃
- 2 事故発生場所 天草市五和町御領 地内
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、38 歳、車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市消防団員が運転する消防積載車が、市道を走行していた際に、左から進入してきた相手方車両と衝突し、相手方及び双方車両等に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 123,950 円（相手方車両分及び身体的損害賠償分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成28年7月8日（金曜日）
午後3時00分頃
- 2 事故発生場所 天草市東町 天草市民センター第1駐車場内
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、62歳、車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車がバックで駐車しようとしたところ、停車中の相手方車両と接触し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 35,274円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件の車両についての損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 149 号

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第 15 条第 1 項中「介護をするため、」の次に「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第 2 項中「要介護者の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 箇月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 15 条の 2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第 30 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 32 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 17 条の見出し及び同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年天草市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「支障があるもの」の次に「(以下この項において「要介護者」という。)」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

(天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年天草市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「支障があるもの」の次に「(以下この項において「要介護者」という。)」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、初日から施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(提案理由)

介護休暇の分割及び介護時間の新設を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 150 号

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 18 年天草市条
例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に、「100 分の 175」
を「100 分の 170」に改める。

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 18 年天草市条例第 43 号)の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 4 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に、「100 分の 175」
を「100 分の 170」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 5 条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 21 年天草市条例第 87 号
)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定及び第5条の規定による天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例、改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例及び天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
 - (1) 第1条の規定による改正前の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例 改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例
 - (2) 第3条の規定による改正前の天草市長等の給与及び旅費に関する条例 改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例
 - (3) 第5条の規定による改正前の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

(提案理由)

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第204条第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 151 号

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の給与に関する条例(平成 18 年天草市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第 10 条第 1 項中「41 万 3,300 円」を「41 万 3,800 円」に改める。

第 27 条第 2 項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に、「100 分の 100」を「100 分の 110」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に、「100 分の 47.5」を「100 分の 52.5」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(災害派遣手当等)

第 27 条の 2 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条若しくは大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条(同法第 183 条において準用する場合を含む。)又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。

2 災害派遣手当等の額は、滞在した期間及び施設の区分に応じ、別表第 4 に定めるとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項は規則で定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給							
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100

21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800

50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	

79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			

	108		298,500	347,200				
	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を次のように改める。

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100

4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800

33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200

62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		

	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

(備考) この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員 以外の 職員	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600

15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500

44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		

73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86		288,700	324,600	345,500	
87		288,900	324,800	345,800	
88		289,100	325,200	346,100	
89		289,500	325,600	346,500	
90		289,700	326,000	346,800	
91		289,900	326,400	347,200	
92		290,100	326,800	347,500	
93		290,500	327,100	347,900	
94		290,700	327,300	348,200	
95		290,900	327,700	348,500	
96		291,200	328,000	348,800	
97		291,600	328,200	349,100	
98		291,900	328,500	349,500	
99		292,100	328,800	349,900	
100		292,400	329,100	350,300	
101		292,700	329,300	350,800	

	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

(備考) この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700

11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000

40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000

69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	

98	284,400	316,500	349,700	367,400
99	285,000	317,100	350,200	367,900
100	285,900	317,800	350,600	368,400
101	286,700	318,200	351,100	369,000
102	287,500	318,800	351,500	369,500
103	288,300	319,400	352,000	370,000
104	289,100	320,000	352,400	370,400
105	289,800	320,400	352,700	371,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500
107	290,800	321,400	353,600	372,000
108	291,300	321,900	353,900	372,500
109	291,500	322,300	354,400	373,100
110	291,800	322,700	354,900	373,500
111	292,000	323,000	355,400	374,000
112	292,400	323,300	355,900	374,500
113	292,700	323,700	356,400	375,100
114	292,900	324,100	356,900	
115	293,300	324,500	357,400	
116	293,600	324,800	357,800	
117	293,900	325,000	358,200	
118	294,200	325,300	358,600	
119	294,500	325,700	359,100	
120	294,900	325,900	359,600	
121	295,200	326,100	360,000	
122	295,600	326,400	360,500	
123	295,900	326,700	361,000	
124	296,300	327,000	361,500	
125	296,500	327,200	361,800	
126	296,700	327,500		

127	297,000	327,900
128	297,400	328,100
129	297,600	328,200
130	297,900	328,500
131	298,300	328,900
132	298,700	329,100
133	298,900	329,400
134	299,200	329,800
135	299,600	330,200
136	299,900	330,600
137	300,100	330,900
138	300,400	331,300
139	300,800	331,700
140	301,100	332,100
141	301,300	332,400
142	301,700	332,800
143	302,100	333,100
144	302,400	333,500
145	302,500	333,800
146	302,800	334,200
147	303,100	334,600
148	303,500	335,000
149	303,700	335,300
150	303,900	335,700
151	304,200	336,100
152	304,500	336,500
153	304,900	336,800
154	305,100	
155	305,300	

	156	305,600				
	157	305,900				
	158	306,200				
	159	306,500				
	160	306,800				
	161	307,200				
	162	307,500				
	163	307,800				
	164	308,100				
	165	308,500				
	166	308,800				
	167	309,100				
	168	309,400				
	169	309,800				
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300

(備考) この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第27条の2関係)

利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

(備考)

- 1 本市の区域に滞在した期間は、第27条の2第1項に規定する職員が本市の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。
- 2 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第

2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。

第2条 天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「医（一）4級職員」という。）に対しては、支給しない。

第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第12条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（医（一）4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医（一）4級職員から医（一）4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（医（一）4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び医（一）4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（医（一）4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、医（一）4級職員から医（一）4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（一）4級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（医（一）4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号

」を「同項第1号」に、「生じた場合においてはその」を「生じたときはその」に改め、「死亡した日」の次に「、医（一）4級職員以外の職員から医（一）4級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（一）4級職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（医（一）4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（医（一）4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医（一）4級職員が医（一）4級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医（一）4級職員以外のものが医（一）4級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第27条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の11

0」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

第32条中「18」を「毎年4月1日から翌年3月31日までの間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定（第1条改正後給与条例第27条の規定を除く。）は、平成28年4月1日から適用し、第1条改正後給与条例第27条の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天草市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第3号）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第2条改正後給与条例」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人について

は9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族（医（一）4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医（一）4級職員から医（一）4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（医（一）4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医（一）4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者があ

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達し
(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員
養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達し
が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

」

と、同条第2項中「扶養親族（医（一）4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医（一）4級職員から医（一）4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（一）4級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医（一）4級職員以外の職員から医（一）4級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（一）4級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第

1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（医（一） 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条改正後給与条例第 11 条第 1 項ただし書及び第 12 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、同条第 1 項中「扶養親族（医（一） 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、医（一） 4 級職員から医（一） 4 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（医（一） 4 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び医（一） 4 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（医（一） 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医（一） 4 級職員から医（一） 4 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（一） 4 級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るも

のがない場合」と、「死亡した日、医（一）４級職員以外の職員から医（一）４級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（一）４級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第５号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（医（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- ３ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、第２条改正後給与条例第１１条第１項ただし書及び第１２条第３項第３号及び第４号の規定は適用せず、第２条改正後給与条例第１１条第３項及び第１２条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「６，５００円」とあるのは「６，５００円（医（一）４級職員にあつては、３，５００円）」と、同条第１項中「扶養親族（医（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医（一）４級職員から医（一）４級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（医（一）４級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第２号中「場合及び医（一）４級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（医（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医（一）４級職員から医（一）４級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（一）４級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医（一）４級職員以外の職員から医（一）４級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（一）４級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第５号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（医（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」

とする。

（規則への委任）

第4条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

国の人事院勧告等を参考に職員の給与を改定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 152 号

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の退職手当に関する条例（平成 18 年天草市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項中「各号の規定」を「各号のいずれか」に、「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者

同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 11 条第 15 項中「第 9 項」を「第 11 項」に改め、「第 6 項」の次に「の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び第 7 項又は第 8 項」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年天草市

条例第257号)の一部を次のように改正する。

第13条第7項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

(天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年天草市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第20条第7項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 退職職員(退職した天草市職員の退職手当に関する条例第3条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の天草市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における天草市職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。

3 新条例第11条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、第1条の規定による改正前の天草市職員の退職手当に関する条例(以下この項及び第5項において「旧条例」という。)第11条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合にお

ける当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧退職手当条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第11条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する天草市職員の退職手当に関する条例第11条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する天草市職員の退職手当に関する条例第11条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 153 号

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年天草市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表交通指導員の項中「46,000」を「60,000」に、同表学校司書の項及び図書館司書の項中「127,700」を「132,200」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600」の次に「又は従事した時間当たりをもって定める場合にあっては、国の定める基準内において市長が定める額」を、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100」の次に「又は従事した時間当たりをもって定める場合にあっては、国の定める基準内において市長が定める額」を、同表投票所の投票立会人の項中「10,700」の次に「又は従事した時間当たりをもって定める場合にあっては、国の定める基準内において市長が定める額」を、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500」の次に「又は従事した時間当たりをもって定める場合にあっては、国の定める基準内において市長が定める額」を加え、同表指定病院等における不在者投票外部立会人の項中「における額（時間当たり 1,258）のいずれか少ない額」を「にあっては、国の定める基準内において市長が定める額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表交通指導員の項、学校司書の項及び図書館司書の項の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

報酬の額を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 154 号

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 262
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「3, 300 人」を「3, 200 人」に改め、同条第 3 項中「300 人」を
「200 人」に改める。

第 13 条第 3 項第 1 号及び第 2 号中「1, 000 円」を「2, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消防団員の定数を改めるとともに、消防団員の活動環境の充実強化を図るため、条例を改正
する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 155 号

天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 18 年天草市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、機能別団員として 5 年以上勤務して退職した者については、勤務年数 1 年につき 10,000 円を支給する。

第 4 条の 2 中「次の各号に該当する」を「一定期間勤務しなかったことが明白である」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消防力の充実を図るため設置された機能別団員の確保を目的として、新たに機能別団員へ退職報償金を支給するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 156 号

天草市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市し尿処理場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市し尿処理場条例の一部を改正する条例

天草市し尿処理場条例（平成 18 年天草市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

天草市汚泥再生処理センター条例

第 1 条中「浄化槽汚泥」の次に「（以下「し尿等」という。）」を加え、「図るため、し尿処理場」を「図るとともに、し尿等の再資源化を行うことによる循環型社会の形成に資するため、天草市汚泥再生処理センター（以下「処理センター」という。）」に改める。

第 2 条の表以外の部分中「し尿処理場」を「処理センター」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
天草市汚泥再生処理センター	天草市志柿町 6 9 2 2 番地

第 3 条中「天草市牛深し尿処理場及び天草市本渡衛生センター（以下これらを「し尿処理場」という。）」を「処理センター」に改める。

第 5 条中「し尿処理場」を「処理センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を経過しない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

し尿処理施設の新設及び旧施設からの移行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 157 号

天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 20 条の 2 第 1 項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 1 号中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条の 3 第 1 項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第 4 号中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 3 項後段中「第 33 条」を「同条」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項後段」に改め、「、第 34 条の 9 第 1 項中「第 33 条第 4 項」とあるのは「附則第 20 条の 2 第 4 項」と」を削り、同項第 3 号中「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第 4 号中「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項後段」に改め、同条第 6 項中「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項前段」に改め、同条を附則第 2

0条の3とする。

附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に

規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 158 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 18 年天草市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。
附則第 27 項を附則第 29 項とし、附則第 26 項を附則第 28 項とし、附則第 25 項の次に
次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

26 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が
外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37
年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定
する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、
配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条
及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条
第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所
得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12
条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等
の額（以下この条及び第 23 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から
法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並
びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは
「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 23 条中「山林所得金額」とあ
るのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例附則第26項及び第27項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

（提案理由）

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 159 号

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 256 号）の一部を次のように改める。

第 3 条第 2 項第 2 号中「58, 360 人」を「90, 228 人」に改め、同号イ中「12, 090 人」を「16, 940 人」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 有明地区 5, 950 人

第 3 条第 2 項第 2 号エの次に次のように加える。

オ 倉岳地区 3, 470 人

カ 栖本地区 3, 200 人

キ 新和地区 4, 610 人

ク 五和地区 9, 812 人

ケ 天草地区 3, 720 人

コ 河浦地区 5, 016 人

第 3 条第 2 項第 3 号中「28, 360 立方メートル」を「40, 482 立方メートル」に改め、同号イ中「6, 360 立方メートル」を「7, 829 立方メートル」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 有明地区 2, 103 立方メートル

第 3 条第 2 項第 3 号エの次に次のように加える。

オ 倉岳地区 1, 220 立方メートル

- カ 栖本地区 1, 097立方メートル
- キ 新和地区 1, 550立方メートル
- ク 五和地区 5, 892立方メートル
- ケ 天草地区 1, 985立方メートル
- コ 河浦地区 2, 196立方メートル

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(天草市部等設置条例の一部改正)

- 2 天草市部等設置条例(平成18年天草市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第2条中水道局の項を次のように改める。

水道局

浄化槽に関すること。

(天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 天草市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年天草市条例第48号)の一部を次のように改める。

別表水道閉栓手当の項を削る。

(天草市特別会計条例の一部改正)

- 4 天草市特別会計条例(平成18年天草市条例第53号)の一部を次のように改める。

本則中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

(天草市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

- 5 天草市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成24年天草市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第5条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削り、同項第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第2項を削る。

(天草市水道事業給水条例の一部改正)

- 6 天草市水道事業給水条例(平成18年天草市条例第258号)の一部を次のように改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

給水区域		
地区	大字及び字	行政区等
本渡	川原町、古川町、栄町、諏訪町、南町、浄南町、港町、南新町、太田町、東町、中央新町、東浜町、船之尾町、大浜町、城下町、小松原町、浜崎町、今釜町、今釜新町、北浜町、瀬戸町、山の手町、川原新町、丸尾町、中村町、八幡町及び北原町の全部	
	本渡町本渡	川端、丸田、工田平、城山、下山口、梨ノ川内、太田、辻、延命寺、極楽山、新迫、上大川内、下大川内、緑山、矢檀、童隠、下十満、十満、乙女蛇、佛畑、鳥越、檜木林、井龍、川原、権ヶ倉、上風愁山、下風愁山、中原、下仁田、山ノ口、上仁田、出来村、井出、中山口、揚虜河内迫、下拾落及び子種水の全部
	本渡町本戸馬場	井出原、法泉寺、丸尾、園田、江羅、牛ノ首、北原、川原田、山仁田、小井手、傘田、河内山、観音、半造迫、亀尾、一ノ勢、水ノ平、虫迫迫、南ノ迫、菅原、城ノ平、馬場、西ノ久保、山ノ神、箱ノ水、下山仁田、老僧迫及び友ノ迫の全部
	本渡町本泉	森ノ木、丸田、野田、友ノ迫、山ノ迫、後ノ迫、安蔵河内、春木、正寛田、平尾及び夫婦石の全部
	本渡町広瀬	戸崎、善坪、五反田、風呂ノ迫、上ノ山、下友、代官田、川添、中ノ丸、屋敷、志登ノ平、大矢崎、大矢、鬼生水、田ノ神田、七ツ枝、大丸、権現堂、

	釜道、野稻、野田、建掘、江古平、平及び御手水の全部
亀場町亀川	竹ノ下、下潟、榎木丸、大川尻、浜田尻、下浜田、上浜田、障子瀬、亀島、藤ノ淵、松尾、新涯、午旁畑、通山、忍冬林、寺中、鶴ノ平、山ノ神、弁平、垣内及び南迫の全部
亀場町食場	下友尻、中友尻、友尻塚下、横鐘、長田、宮ノ本、長フケ、鶴田、開場、下久保、前田、宮ノ下、庵ノ後、後掘、南ノ川、駄道、春登、除場、宇土、五反坪、下宇土、唐干田、梨木、地藏円、前山下、後山下、上トヤ平、中トヤ平、本井手、春ノ上、下除場、テシゴベラ、テシゴ、上除場、ゴシゴ、下赤星谷、堤迫、篠越尻、下唐干田、野手、夫婦木、山ノ口、上之山、下水ヨケ、宮ノ前及びニタグチの全部
栢宇土町	堂屋敷、蜂久保、カニガイ、カニガイ平、カシノ木、下大迫、馬込、十ノ橋、大宝、大宝前、三王、大丸、柿ノ平、要ノ迫、平、下ウツギ、ウツギ、宮ノ本、大地、柳原、西、横手、ヤシ山、横手平、米ノ山、落シ、久々山、新休、下新休、平床、土手、スガフタ平、田代迫、スガフタ、上田代、崩ノ下、大迫、久々山平、田代、春木ノ尾、鞍置場越、仁田坪、川頭、平田、ホバ川、川向、砥石川、ハケン川、柿ノ迫、尾越、甚吾田、下ノ迫、浅畑及び永谷の全部
志柿町	十文字、畑尻、江川、高垣、沖田、八幡久保、南の曾根、野添、柳ノ迫、土井の丸、七反田、大松道、野道、木場、大石ケ浦、知ケ崎、浜平新田、浜ノ平、中の浦、内木場、浜嵐、樋渡、カシ上、郷内、西大迫、東大迫、城辺田、池ノ久保、金山

	尻、萩ノ平、中ノ畑、八ツ山尻、鷹ノ巢、上八平、日高野、塚田、古手新田、壺升田、井流、倉田、森道、内山、尾崎野及び岩下の全部
下浦町	前尾串、友浦、外園、村、桑鶴、松崎、西、野中、櫛木、長山、尾戸、古山ノ神、龍の友、西新田、岩生江、江ノ浦、出崎、須森、船場、越首、宇崎、葎の口、浜割、先尾串、下湯貫新田、早坂、鬼塚、摺木、坂ノ下、弥右衛門田、小手、東小手、池久保、百田、小屋平、酉豆迫、下ノ迫、下小手、上小手、平財、蕎麦畑、草住、中奨田、木場多蔵、馬ノ瀬、山ノ口、山ノ平、湯貫、荒毛、西願田、栗ノ迫、道田、上冷水、冷水、九浦、塩屋平、大迫、下柿塚、西川平、中山迫、桐木、中山、西川、柿塚、虎伏、柿塚新田、広浦、亀ヶ浦、石場、小浦、タブの木、深浦、永田、柳渡、上方、金焼、元山、津野、津野新田、金焼新田、荒田、金左衛門山、尾越、新広崎ヶ浦、広崎ヶ浦、船瀬、中田、丸田、崎野、田崎、塔ノ崎、瀬ノ内、惣右衛門木場、穴の口、塔之久保、広浦、世久里、菜種木場、上柿塚、道上、安川、山ノ神、八久保、嶽、砥岐ノ塔、スボカンネ、ゴゼ迫、大野、壺丁、木場、塚田、下尾戸、波洲輪、上湯貫新田、平床、金山、菅ノ尾、脇川、塩田山、本迫口、本迫、下猿ノ城、中猿ノ城及び岩太郎の全部並びに上平床岩太郎及び上平財の一部
楠浦町	五色島、錦島、掛場、古釜、釜、船津、小城、大友、大友尻、北今村、南今村、大門掛、小島、五郎堀川、モノクルイ林、大久保、下尾崎、長茶園、上ノ原、寺中、横頭、久保、前潟、下前潟、蛭子尾、後家、下後新田、楠浦平、新田、亀嶋、大平、

		草積、土橋、鳥越、新田平、七ツ家、鬼塚、蔵床、後新田、藪ノ内、北野、八ツ枝、本越、黒木尾、旅迫、橋河内、上田原、鳴子崎、城ヶ坂、立浦ノ切、塔園、立浦、北財木、南財木、北古郷、南古郷、桑野、大中及び太平の全部
	本町下河内	下向、平田、大石丸、時藤、中石丸、道面、上石丸、上掛道、百田、下ノ尾、屋敷前、小川内、伯父迫、白岩、初午、長田、北平、中ノ迫、江川内、栢ノ原及び後ノ迫の全部並びに上小川内、春木及び草積の一部
	本町新休	中鶴、横久保、沖ノ十、今村、高辻、樽別当、横野、黒岩、子ツノ尾、川添、野田及び下天面の全部並びに上天面及び竹ノ尾の一部
	本町本	庄司原、赤石、垣内、堂ノ迫、雲帯山、コッテイ、前風、外平、福岡、上カツ子、上ノ原、内平、樋の口、惣太郎、五通後、小敷場、野田、田原、板木、滝井手、徳十、萬所、鉄山、長者釜、へゴ坂、平、引地、前原、葛根林、二又、永田、黒染、万兵、井手平、松ノ迫、大橋平、大橋、生岩、白木、中鶴、小井手、丸木場、矢英、釜平、田代平、船窪、上鶴、瀧ノ上、月渡、前穿、岩生及び八窪の全部並びに船ノ尾、二反、七狩、十道、樋下及び轟の一部
	佐伊津町	暁、網代場、白木丸、金浜及び城廻の全部並びに明瀬平、水の元、貝廻、大河内、平迫及び弓田の一部
牛深	牛深町	岡東、岡一、岡二、岡三、岡四、船津一、船津二、真浦、加世浦、宮崎、鬼塚、須口、茂串及び天附の全部
	久玉町	吉田、脇の田、村田、上揚、かじ屋、明石、中の

		浦、大の浦、白戸、山の浦及び内の原の全部
	魚貫町	本郷、浦越、福津、南天、池田及び首の全部並びに唐干田の一部
	深海町の全部	
	二浦町の全部	
有明	有明町楠浦	下毛、山浦、中津浦、下村、江の浦、蛤及び小畦水車の全部
	有明町大浦	山浦、船津、横津、東、大間崎及び桑の浦の全部
	有明町須子	北、東、祇園、中央、昭和及び西の全部
	有明町赤崎の全部	
	有明町上津浦	晩田、山川、上谷合、下谷合、本村、内山、上向村、下向村、浜北、浜南、浜西、上波止場、港、下津江西及び下津江東の全部
	有明町下津浦	下、迫、平、宮本及び山浦の全部
	有明町小島子	上、下及び鷺口の全部
	有明町大島子	鬼塚、園田、上、入角、下、江口、船津、中津、東沖ノ田、西沖ノ田及び大矢の全部
御所浦	御所浦町御所浦	上脇、下脇、上竹地、下竹地、越地、外平、村、向、古屋敷、唐木崎、大浦及び元浦の全部
	御所浦町牧島	柁ノ木、牧本、長浦及び牧向の全部
	御所浦町横浦	横浦、杉浦及び崎浦の全部
倉岳	倉岳町浦の全部	
	倉岳町棚底の全部	
	倉岳町宮田の全部	
栖本	栖本町馬場	村下、村上、平の口、松尾、上久保、梅津、塩浜、柳田、白戸、中山口、上平山、下平山、坂の下、池久保、上火の玉、菅蓋、畠田、竹野、谷ノ平、

		下大久保、龍ノ口、柳迫、谷川、岳、西龍ノ口、 亀ノ迫、梅楠及びキヤノ木の全部
	栖本町湯船原	新町、中町、本町、梅の迫、野田の迫、浜の1、 浜の2、浜の3、浜の4、中村、清水、中山、芹 田、露ノ原、中野、繁平及び平木場の全部
	栖本町打田	打田上、打田中及び打田下の全部
	栖本町古江	古江及び稚児崎の全部
	栖本町河内	岩下、春之窪、黒地、宗土岐、袋木場、宝生田、 園川、春田、仁田窪、岳之内、山浦、井田之口、 城ノ平、宮之本、中村川添、麦田原、前田、清水、 早稲田、中ノ門、大平、大原、九折浪、知者ノ木、 大保木、富貴ノ迫、通山、丸尾、大久保、恵利、 扁喜、蛇淵、屋形之尾、松之尾、尾首、平ヶ倉、 徳川及び鮎婦の全部
新和	新和町大宮地の全部	
	新和町小宮地の全部	
	新和町碓石の全部	
	新和町中田の全部	
	新和町大多尾の全部	
五和	五和町御領の全部	
	五和町鬼池の全部	
	五和町二江の全部	
	五和町手野の全部	
	五和町城河原（井手の河内 地区を除く。）の全部	
天草	天草町福連木	村中、井立、茶園原、杉の本、川向、平松、向栢 の河内、八ヶ岳、浦道、十九郎、上屋敷、角の口、 大丸、スウチ坊、下八丁、上八丁及び荒平の全部

	天草町下田	上長畑、下長畑、宮本、湯本、林、内山、黒辺、浜平、松の平、田所、新田、走り落、浜、十郎、滝下、佃、砥石、中村、白石、中上、小名川及び上野の全部
	天草町高浜、大江	諏訪、元向、宮の前、松下、白木、峰平、上河内、内野、大庵、浜里、西、越崎、里、黒勘根、田淵、桑鶴、唐崎、横浜西、横浜東、軍浦、道向、大江西平及び美頭の全部
河浦	河浦町河浦	下田、中村、倉田及び平野の全部
	河浦町久留	主留、古江及び久留の全部
	河浦町今田	益田の全部
	河浦町白木河内	白木河内の全部
	河浦町路木	路木の全部
	河浦町新合	立原（美縄を除く。）、上津留、下津留、市平及び山川の全部
	河浦町宮野河内	西高根、舟津、本郷北、本郷南、女岳出及び女岳外の全部並びに上平のうち石橋及び上原の全部
	河浦町崎津	下町、中町、船津及び向江の全部
	河浦町今富	小島上、下、志茂、西河内及び大川内（大山、中山を除く。）の全部

7 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 天草市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成18年天草市条例第160号）
- (2) 天草市簡易水道事業給水条例（平成18年天草市条例第161号）

（提案理由）

簡易水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用し、水道事業と統合するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 160 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 18 年天草市条例第 129 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

河浦中央児童館

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町崎津 1782 番地

社会福祉法人元気会

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 161 号

指定管理者の指定について

天草市本渡水産物荷さばき施設条例（平成 22 年天草市条例第 86 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草市本渡水産物荷さばき施設
- 2 指定管理者となる団体
天草市港町 10 番 19 号
天草漁業協同組合
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 162 号

指定管理者の指定について

天草市天草宝島国際交流会館ポルト条例（平成 19 年天草市条例第 74 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草宝島国際交流会館ポルト

2 指定管理者となる団体

天草市中央新町 15 番 7 号

一般社団法人天草宝島観光協会

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 163 号

指定管理者の指定について

天草市民センター条例（平成 18 年天草市条例第 99 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市民センター

2 指定管理者となる団体

天草市東町 3 番地

一般社団法人天草市芸術文化協会

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 164 号

指定管理者の指定について

天草市牛深総合センター条例（平成 18 年天草市条例第 109 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
牛深総合センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市東町 3 番地
一般社団法人天草市芸術文化協会
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成28年度天草市一般会計補正予算（第7号）

平成28年度天草市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,833,469千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,514,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年12月6日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		602,539	500	603,039
	1 分担金	25,553	500	26,053
14 国庫支出金		6,635,944	101,566	6,737,510
	1 国庫負担金	4,968,841	34,289	5,003,130
	2 国庫補助金	1,647,857	67,277	1,715,134
15 県支出金		4,140,839	173,099	4,313,938
	1 県負担金	2,155,461	2,962	2,158,423
	2 県補助金	1,762,924	170,137	1,933,061
17 寄附金		202,753	1,810	204,563
	1 寄附金	202,753	1,810	204,563
18 繰入金		1,972,876	△1,032,245	940,631
	2 基金繰入金	1,972,876	△1,032,245	940,631
19 繰越金		1	2,301,737	2,301,738
	1 繰越金	1	2,301,737	2,301,738
20 諸収入		566,601	602	567,203
	5 雑入	349,699	602	350,301
21 市債		4,957,943	286,400	5,244,343
	1 市債	4,957,943	286,400	5,244,343
補正されなかった款項に係る額		34,601,869		34,601,869
歳入合計		53,681,365	1,833,469	55,514,834

歳 出 款

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		268,429	606	269,035
	1 議会費	268,429	606	269,035
2 総務費		8,010,378	1,194,120	9,204,498
	1 総務管理費	7,272,451	1,175,378	8,447,829
	2 徴税費	340,422	7,535	347,957
	3 地籍調査費	58,541	4,352	62,893
	4 戸籍住民基本台帳費	155,454	932	156,386
	5 選挙費	110,748	169	110,917
	6 統計調査費	26,378	3,681	30,059
	7 監査委員費	46,384	2,073	48,457
3 民生費		17,717,627	45,058	17,762,685
	1 社会福祉費	5,378,201	9,556	5,387,757
	2 高齢者福祉費	4,571,313	△68,991	4,502,322
	3 児童福祉費	6,326,851	104,608	6,431,459
	4 生活保護費	1,440,762	△115	1,440,647
4 衛生費		5,972,245	45,680	6,017,925
	1 保健衛生費	973,689	△4,423	969,266
	2 環境費	2,918,343	28,246	2,946,589
	3 斎場費	89,455	△4,770	84,685
	4 水道費	869,848	27,226	897,074
	5 病院費	966,272	△14,351	951,921
	6 看護専門学校費	154,638	13,752	168,390
5 農林水産業費		3,060,029	136,566	3,196,595
	1 農業費	1,667,998	135,530	1,803,528
	2 林業費	318,311	1,004	319,315
	3 水産業費	1,073,720	32	1,073,752

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 商工費		1,341,189	99,625	1,440,814
	1 商工費	1,341,189	99,625	1,440,814
7 土木費		2,833,039	△99,555	2,733,484
	1 土木管理費	171,623	9,422	181,045
	2 道路橋梁費	1,033,312	12,895	1,046,207
	3 河川費	120,357	8,683	129,040
	4 港湾費	120,375	9,415	129,790
	5 都市計画費	546,378	△128,381	417,997
	6 下水道費	612,602	△7,045	605,557
	7 住宅費	228,392	△4,544	223,848
8 消防費		2,911,056	17,539	2,928,595
	1 消防費	2,911,056	17,539	2,928,595
9 教育費		4,084,750	348,680	4,433,430
	1 教育総務費	1,178,240	20,753	1,198,993
	2 小学校費	1,262,891	363,535	1,626,426
	3 中学校費	230,079	9,420	239,499
	4 幼稚園費	149,662	△3,155	146,507
	6 学校給食費	608,179	△16,693	591,486
	7 社会教育費	655,699	△25,180	630,519
10 災害復旧費		472,981	45,150	518,131
	1 農林水産施設災害復旧費	154,431	5,150	159,581
	2 公共土木施設災害復旧費	318,550	40,000	358,550
補正されなかった款項に係る額		7,009,642		7,009,642
歳出合計		53,681,365	1,833,469	55,514,834

第2表 繰越明許費補正

1 繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティセンター整備事業	6,375
		天草市庁舎建設事業	70,000
3 民生費	3 児童福祉費	保育所等緊急整備事業	106,533
4 衛生費	2 環境費	クリーンセンター施設整備事業	19,980
5 農林水産業費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	60,000
		海岸堤防等老朽化対策事業	10,000
		崎津漁港漁業集落環境整備事業	100,000
6 商工費	1 商工費	6次産業化ネットワーク活動交付金	14,417
		(仮称)イルカセンター整備事業	24,496
7 土木費	1 土木管理費	建築基準法指定道路台帳整備事業	12,000
		民間建築物耐震改修促進事業	5,012
	2 道路橋梁費	市道改良(交付金)事業	73,000
	4 港湾費	港湾改修事業(交付金)	16,500
	5 都市計画費	都市計画見直し事業	13,400
		熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	62,375
7 住宅費	市営住宅ストック総合改善事業	52,800	
8 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	900,333
9 教育費	2 小学校費	本渡東小学校建設事業	106,071
		有明小学校建設事業	265,255
9 教育費	6 学校給食費	栖本学校給食センター整備事業	6,709
10 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	現年発生補助公共土木施設	149,000
		現年発生単独公共土木施設	18,000

第3表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市議会だより編集業務委託料	平成29年度～平成31年度	1,529
	年度別内訳	
	平成29年度	508
	平成30年度	508
	平成31年度	513
広報紙印刷製本費	平成29年度	21,039
広報紙編集業務委託料	平成29年度～平成31年度	11,507
	年度別内訳	
	平成29年度	3,869
	平成30年度	3,801
	平成31年度	3,837
広報紙配送業務委託料	平成29年度	2,981
コミュニティセンター指定管理業務委託料（7施設）	平成29年度	27,536
天草市コミュニティエフエム局設置事業費	平成29年度	257,500
ごみ袋作製費	平成29年度	38,726
一般廃棄物収集運搬業務委託料（本渡地区・不燃を除く全て）	平成29年度	368,650
一般廃棄物収集運搬業務委託料（本渡地区・不燃）	平成29年度～平成31年度	67,732
	年度別内訳	
	平成29年度	22,508
	平成30年度	22,508
	平成31年度	22,716
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	平成29年度	20,036

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市汚泥再生処理センター運転管理業務委託料	平成29年度	128,269
天草市汚泥再生処理センター自家用電気工作物保安業務委託料	平成29年度	532
道路維持補修業務委託料	平成29年度	149,863
スクールバス運行管理業務委託料（牛深東小中3台）	平成29年度	52,993
天草キリシタン館入館者等整理誘導警備業務委託料	平成29年度	2,087

第4表 地方債補正

1 地方債の変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	181,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	120,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
体育施設整備事業	28,600	〃	〃	〃	35,800	〃	〃	〃
港湾改修事業	47,900	〃	〃	〃	60,900	〃	〃	〃
街路整備事業	95,100	〃	〃	〃	55,500	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	643,400	〃	〃	〃	927,200	〃	〃	〃
災害復旧事業	133,800	〃	〃	〃	217,100	〃	〃	〃

議第166号

平成28年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度天草市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319,618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,670,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,977,600	32,806	4,010,406
	1 国庫負担金	2,442,600	31,618	2,474,218
	2 国庫補助金	1,535,000	1,188	1,536,188
4 県支出金		848,600	△180,000	668,600
	2 県補助金	760,000	△180,000	580,000
5 療養給付費交付金		618,000	△204,982	413,018
	1 療養給付費交付金	618,000	△204,982	413,018
6 前期高齢者交付金		2,934,200	308,603	3,242,803
	1 前期高齢者交付金	2,934,200	308,603	3,242,803
9 繰入金		1,338,001	963	1,338,964
	1 一般会計繰入金	1,338,000	963	1,338,963
10 繰越金		150,001	362,228	512,229
	1 繰越金	150,001	362,228	512,229
補正されなかった款項に係る額		5,484,428		5,484,428
歳入合計		15,350,830	319,618	15,670,448

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		159,656	△11,560	148,096
	1 総務管理費	128,531	△1,211	127,320
	5 国民健康保険特別対策事業費	19,160	△10,349	8,811
2 保険給付費		9,312,587	360,700	9,673,287
	1 療養諸費	8,072,837	262,700	8,335,537
	2 高額療養費	1,192,000	98,000	1,290,000
3 後期高齢者支援金等		1,432,180	△83,575	1,348,605
	1 後期高齢者支援金等	1,432,180	△83,575	1,348,605
4 前期高齢者納付金等		1,930	△988	942
	1 前期高齢者納付金等	1,930	△988	942
6 介護納付金		609,000	△34,992	574,008
	1 介護納付金	609,000	△34,992	574,008
8 保健事業費		158,794	10,406	169,200
	1 保健事業費	113,082	10,349	123,431
	2 特別総合保健事業費	45,712	57	45,769
11 諸支出金		16,982	79,627	96,609
	1 償還金及び還付加算金	10,502	79,627	90,129
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		3,659,701		3,659,701
歳 出 合 計		15,350,830	319,618	15,670,448

議第167号

平成28年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,180,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		2,914,774	4,821	2,919,595
	1 支払基金交付金	2,914,774	4,821	2,919,595
7 繰入金		1,778,763	△50,061	1,728,702
	1 一般会計繰入金	1,628,763	△50,061	1,578,702
8 繰越金		234	288,177	288,411
	1 繰越金	234	288,177	288,411
補正されなかった款項に係る額		6,243,382		6,243,382
歳入合計		10,937,153	242,937	11,180,090

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		265,782	△1,502	264,280
	1 総務管理費	156,113	△1,502	154,611
6 基金積立金		1,506	128,323	129,829
	1 基金積立金	1,506	128,323	129,829
8 諸支出金		5,234	116,116	121,350
	1 償還金及び還付加算金	5,234	116,116	121,350
補正されなかった款項に係る額		10,664,631		10,664,631
歳出合計		10,937,153	242,937	11,180,090

議第 168 号

平成 28 年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度天草市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16,293 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,169,690 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		487,278	△21,938	465,340
	1 一般会計繰入金	487,278	△21,938	465,340
5 繰越金		1	5,645	5,646
	1 繰越金	1	5,645	5,646
補正されなかった款項に係る額		698,704		698,704
歳入合計		1,185,983	△16,293	1,169,690

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		40,127	1,868	41,995
	1 総務管理費	38,578	1,868	40,446
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,110,280	△18,161	1,092,119
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,110,280	△18,161	1,092,119
補正されなかった款項に係る額		35,576		35,576
歳出合計		1,185,983	△16,293	1,169,690

議第169号

平成28年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		76,178	11	76,189
	1 一般会計繰入金	75,242	11	75,253
7 繰越金		1	141	142
	1 繰越金	1	141	142
補正されなかった款項に係る額		75,244		75,244
歳入合計		151,423	152	151,575

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		118,769	152	118,921
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	118,769	152	118,921
補正されなかった款項に係る額		32,654		32,654
歳出合計		151,423	152	151,575

議第 170号

平成28年度天草市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度天草市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,393,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		728,151	△369	727,782
	1 一般会計繰入金	728,151	△369	727,782
4 繰越金		1	1,343	1,344
	1 繰越金	1	1,343	1,344
補正されなかった款項に係る額		664,656		664,656
歳入合計		1,392,808	974	1,393,782

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		607,331	974	608,305
	1 簡易水道総務費	531,731	974	532,705
補正されなかった款項に係る額		785,477		785,477
歳出合計		1,392,808	974	1,393,782

議第 171 号

平成 28 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,251 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 219,503 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 県支出金		0	576	576
	2 県補助金	0	576	576
5 繰入金		118,244	△18,883	99,361
	1 一般会計繰入金	118,244	△18,883	99,361
6 繰越金		1	20,558	20,559
	1 繰越金	1	20,558	20,559
補正されなかった款項に係る額		99,007		99,007
歳入合計		217,252	2,251	219,503

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務管理費		180,960	1,386	182,346
	1 総務管理費	180,960	1,386	182,346
2 医業費		35,691	865	36,556
	1 医業費	35,691	865	36,556
補正されなかった款項に係る額		601		601
歳出合計		217,252	2,251	219,503

議第 172 号

平成 28 年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度天草市の歯科診療所特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,152 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,548 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 歯科診療収入		29,700	△4,000	25,700
	1 歯科診療収入	29,700	△4,000	25,700
3 繰入金		29,457	4,308	33,765
	1 一般会計繰入金	29,457	4,308	33,765
4 繰越金		1	844	845
	1 繰越金	1	844	845
補正されなかった款項に係る額		1,238		1,238
歳入合計		60,396	1,152	61,548

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		35,551	1,152	36,703
	1 総務管理費	35,477	1,152	36,629
補正されなかった款項に係る額		24,845		24,845
歳出合計		60,396	1,152	61,548

議第 173 号

平成 28 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度天草市の斎場事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

平成 28 年 12 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		89,455	△4,770	84,685
	1 繰入金	89,455	△4,770	84,685
4 繰越金		1	4,770	4,771
	1 繰越金	1	4,770	4,771
補正されなかった款項に係る額		4,005		4,005
歳入合計		93,461	0	93,461

平成28年度天草市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度天草市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（2）延患者数	262,505 人	△ 4,015 人	258,490 人
入院患者数 一般病床	51,465 人	△ 730 人	50,735 人
入院患者数 医療型療養病床	44,165 人	△ 2,920 人	41,245 人
結核病床	1,825 人	△ 365 人	1,460 人
（3）一日平均患者数	828 人	△ 11 人	817 人
入院患者数 一般病床	141 人	△ 2 人	139 人
医療型療養病床	121 人	△ 8 人	113 人
結核病床	5 人	△ 1 人	4 人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	4,060,918 千円	△ 77,038 千円	3,983,880 千円
第1項 医業収益	3,449,080 千円	△ 77,262 千円	3,371,818 千円
第2項 医業外収益	611,826 千円	224 千円	612,050 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,060,918 千円	△ 77,038 千円	3,983,880 千円
第1項 医業費用	3,972,480 千円	△ 77,238 千円	3,895,242 千円
第2項 医業外費用	84,430 千円	200 千円	84,630 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「333,574千円」を「320,339千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「19,683千円」を「16,160千円」に、過年度分損益勘定留保資金「313,891千円」を「304,179千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	222,270 千円	△ 34,335 千円	187,935 千円
第3項 県補助金	34,335 千円	△ 34,335 千円	0 千円
支出			
第1款 資本的支出	555,844 千円	△ 47,570 千円	508,274 千円
第1項 建設改良費	265,726 千円	△ 47,570 千円	218,156 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,561,152 千円	△ 81,955 千円	2,479,197 千円

(債務負担行為)

第6条 予算第11条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第1表 債務負担行為」のとおり追加する。

平成28年12月6日提出

天草市長 中村五木

第1表 債務負担行為

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災カーテン保守委託料	平成29年度～平成33年度	9,810
	年度別内訳	
	平成29年度	1,944
	平成30年度	1,944
	平成31年度	1,962
	平成32年度	1,980
平成33年度	1,980	
病院清掃業務委託料	平成29年度	21,080
CTスキャナ保守業務委託料	平成29年度	14,352
オーダーリングシステム等保守管理委託料	平成29年度	13,236
浄化槽清掃等業務委託料	平成29年度	9,750
医用画像システム保守点検業務委託料	平成29年度	9,069
空調設備保守点検業務委託料	平成29年度	4,390
エレベーター等保守管理業務委託料	平成29年度	4,180
透視撮影装置保守業務委託料	平成29年度	3,868
自動分析装置保守業務委託料	平成29年度	3,150
病院管理等業務委託料	平成29年度	3,000
内視鏡保守点検業務委託料	平成29年度	1,770
日立MRイメージング装置保守料	平成29年度	1,620
排水処理槽点検業務委託料	平成29年度	1,500
消防設備保守点検業務委託料	平成29年度	1,270
人工呼吸器等保守点検業務委託料	平成29年度	1,210

事 項	期 間	限度額
財務会計システム保守管理委託料	平成29年度	1,200
医療ガス設備保守点検業務委託料	平成29年度	1,163
X線撮影装置保守業務委託料	平成29年度	985
FCRシステム保守業務委託料	平成29年度	983
医療事務コンピュータソフトウェア更新業務委託料	平成29年度	848
自動ドア保守管理業務委託料	平成29年度	836
電話設備保守管理業務委託料	平成29年度	550
医療事務コンピュータ保守点検業務委託料	平成29年度	468
眼科自動視野計保守業務委託料	平成29年度	389
栄養管理システムソフトウェア保守委託料	平成29年度	312
病院廃棄物処理業務委託料	平成29年度	契約に定める額
臨床検査業務委託料	平成29年度	契約に定める額
医事コンピュータ賃借料	平成29年度	1,361
患者衣・寝具等賃借料	平成29年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	平成29年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	平成29年度	契約に定める額

平成28年度天草市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度天草市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 事業収益	1,603,181 千円	16,294 千円	1,619,475 千円
第1項 営業収益	1,405,677 千円	△ 51 千円	1,405,626 千円
第2項 営業外収益	197,494 千円	16,345 千円	213,839 千円
支出			
第1款 事業費	1,499,700 千円	7,250 千円	1,506,950 千円
第1項 営業費用	1,344,903 千円	7,250 千円	1,352,153 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「731,023千円」を「720,029千円」に、過年度分損益勘定留保資金「703,644千円」を「692,650千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	34,773 千円	11,250 千円	46,023 千円
第2項 工事負担金	11,650 千円	3,750 千円	15,400 千円
第3項 補助金	0 千円	7,500 千円	7,500 千円
支出			
第1款 資本的支出	765,796 千円	256 千円	766,052 千円
第1項 建設改良費	400,384 千円	256 千円	400,640 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	165,321 千円	2,277 千円	167,598 千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第7条の表中に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額について、次のとおり補正する。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
105,574 千円	16,345 千円	121,919 千円

平成28年12月6日提出

天草市長 中 村 五 木

議第176号

平成28年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度天草市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	2,114,057 千円	△ 9,373 千円	2,104,684 千円
第2項 営業外収益	1,270,583 千円	△ 9,373 千円	1,261,210 千円
支 出			
第1款 事業費用	2,023,393 千円	△ 9,373 千円	2,014,020 千円
第1項 営業費用	1,852,694 千円	△ 9,373 千円	1,843,321 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「710,488千円」を「715,643千円」に、当年度分損益勘定留保資金「553,617千円」を「558,772千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	681,523 千円	△ 2,936 千円	678,587 千円
第2項 補助金	325,149 千円	△ 2,936 千円	322,213 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,392,011 千円	2,219 千円	1,394,230 千円
第1項 建設改良費	675,580 千円	△ 2,936 千円	672,644 千円
第2項 企業債償還金	716,431 千円	5,155 千円	721,586 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託料	平成29年度	3,607 千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託料	平成29年度	1,588 千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託料	平成29年度	27,739 千円
下田浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	6,247 千円
一町田浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	9,473 千円
高浜浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	10,420 千円
汚泥脱水業務委託料	平成29年度	7,618 千円
棚底浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	8,207 千円
新町浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	2,511 千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	6,148 千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託料	平成29年度	1,543 千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託料	平成29年度	8,497 千円
宮田浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	9,484 千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託料	平成29年度	5,940 千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	6,380 千円
崎津浄化センター維持管理業務委託料	平成29年度	6,844 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	93,332 千円	△ 12,258 千円	81,074 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条の表中に定めた、補助金を受ける金額「678,892千円」を「669,519千円」に、「46,401千円」を「43,465千円」に改める。

平成28年12月6日提出

天草市長 中 村 五 木